

平成19年度決算報告 財政状況をお知らせします

行革大綱前期最終年

第8次総合計画の2年度目に当たる平成19年度は、平成17年3月に策定した第4次行財政改革大綱に基づく前期実施計画の最終年度でした。その集大成として、「補助金の整理合理化」「事務事業の見直し」「基金繰入の抑制」「市債発行の抑制」などに取り組み、持続可能な財政基盤の確立に努めました。

歳入歳出改革を推進

歳入のうち、市税については、所得税からの税源移譲などがあり、約15億円の増収となりましたが、これに関連して所得譲与税が約14億3千万円減少しました。地方交付税は、前年度より増加していますが、交付税を補う目的で発行する臨時財政対策債とのトータルでは、約1億円減少しています。市債については、予算編成時に掲げた「市債の抑制」の方針を年度を通じて貫き、市債残高を大きく減少させることができました。

した。

歳出については、職員の定員適正化計画の推進により、人件費が着実に減少しています。一方で、社会保障関係経費は自然増となり、投資的経費を抑制しなければならない厳しい状況が続いています。

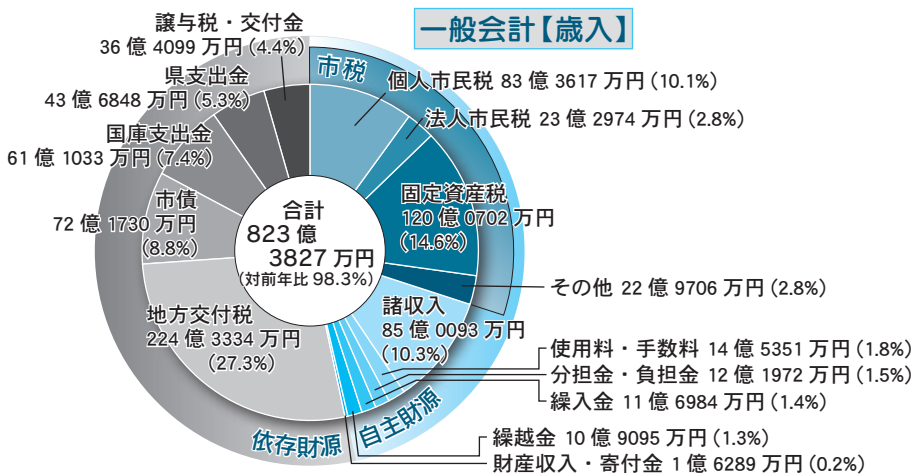
基金の積立てでは、財政健全化のためのさまざまな取り組みを行った結果、年度内に剰余金を生み出し、計画のほぼ2倍となる約3億8千万円を減債基金へ積み立ることができました。

決算としては、すべての会計で黒字としています。

財政の健全化に関する指標

平成19年6月に「地方公共団体の財政健全化に関する法律」が制定され、平成19年度決算から、財政の健全化に関する指標を公表することになりました。

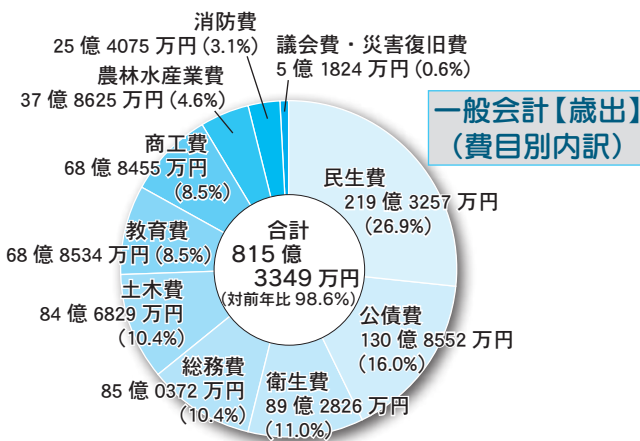
本市の結果は4ページのとおりで、各指標とも本市の財政が健全な水準にあることを示しています。



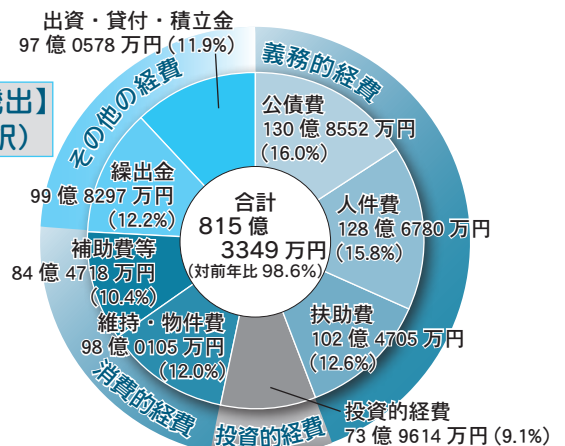
市債の残高

一般会計	1187億4779万円
(前年度からの減)	32億6287万円
特別会計	946億1167万円
(前年度からの減)	10億7195万円
合計	2133億5946万円
(前年度からの減)	43億3482万円

事業の手法の見直しなどにより事業費の縮減に努め、新規発行を抑制しています。その結果、市債残高は平成17年度(2216億7967万円)をピークに減少しています。



一般会計【歳出】(性質別内訳)



歳入歳出総括表（一般会計・特別会計）

区分	歳入	前年度比 伸び率 (%)	歳出	前年度比 伸び率 (%)
一般会計	823 億 3827 万円	▲ 1.7	815 億 3349 万円	▲ 1.4
特別会計				
土地区画整理費	5 億 8249 万円	▲ 18.1	5 億 2585 万円	▲ 10.5
下水道事業費	119 億 3663 万円	15.3	118 億 7370 万円	15.7
簡易水道事業費	9 億 9808 万円	4.8	9 億 8593 万円	4.3
公設地方卸売市場事業費	4788 万円	▲ 3.4	4749 万円	▲ 2.9
駐車場事業費	4845 万円	9.0	4542 万円	2.2
国民健康保険費	183 億 1021 万円	13.9	182 億 5822 万円	13.8
老人保健費	179 億 0129 万円	▲ 0.1	177 億 0797 万円	▲ 0.6
高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費	873 万円	▲ 33.2	844 万円	▲ 35.4
住宅新築資金等貸付事業費	1 億 7941 万円	▲ 20.6	1 億 5849 万円	▲ 25.2
土地取得費	1407 万円	573.2	1407 万円	573.2
墓苑事業費	1 億 4470 万円	205.9	1 億 1076 万円	527.2
集落排水事業費	29 億 7010 万円	3.9	29 億 6659 万円	4.9
介護保険費	120 億 3652 万円	4.5	117 億 9188 万円	5.1
財産区管理事業費	2128 万円	49.1	2048 万円	44.0
温泉事業費	1 億 0388 万円	▲ 12.3	1 億 0388 万円	▲ 12.3
観光施設運営事業費	7534 万円	▲ 12.8	7534 万円	▲ 12.8
介護老人保健施設事業費	8358 万円	1.9	8354 万円	1.9
計	654 億 6264 万円	7.2	647 億 7805 万円	7.3
合計	1478 億 0091 万円	2.0	1463 億 1154 万円	2.3

用語解説

歳入 1年間のすべての収入。
市税 市に納められた税金。
地方交付税 日本全国どこに住んでいても一定水準の行政サービスが受けられるように、国が国税の一部を税収額の少ない地方自治体に交付するもの。使用道の制限はありません。
諸収入 市税、地方交付税などの定められた項目以外の収入。大部分は市が行う各種貸付の回収金です。
市債 道路、公園など毎日の生活に欠かせない施設の整備や、公共施設の建設のための借入金。
国庫支出金 国が地方自治体に交付する資金で、使用道が明確に定められています。
譲与税・交付金 国が集めた自動車重量税、県が集めた地方消費税などから配分される資金。
県支出金 県が市町村に交付する資金で、使用道が明確に定められています。
繰入金 基金を取り崩した資金と特別会計の剰余金を一般会計に繰り入れたもの。
繰越金 前年度から当年度に繰り越された資金。
分担金・負担金 特定の利益を受けた人に負担していただく資金。
使用料・手数料 市の施設を使用したり、住民票の交付を受けたりした時に負担していただく資金。
財産収入・寄附金 市の財産を売却・運用して得た資金と、寄付を受けた資金。

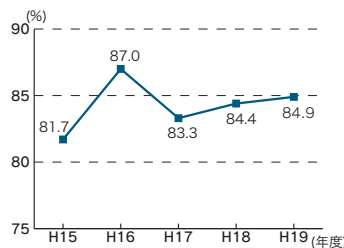
主な事業と決算額（一般会計）

民生費	49 億 2832 万円
保育所費	32 億 1803 万円
生活保護費	9 億 3833 万円
障害者医療助成費	21 億 6353 万円
児童手当・児童扶養手当給付費	3 億 2438 万円
5歳未満児医療助成費	
土木費	10 億 8217 万円
道路新設改良費	6 億 6589 万円
道路維持費	4 億 7171 万円
市営住宅建設費	2 億 548 万円
街路事業費	
総務費	5 億 1394 万円
鳥取環境大学教育研究振興事業費	2 億 4792 万円
総合防災対策費	3 億 8532 万円
減債基金積立金	2 億 2579 万円
地方バス路線維持対策費	1 億 3674 万円
選挙費（県知事・県議・参議院議員）	
教育費	10 億 2799 万円
小・中学校建設費	2 億 298 万円
小・中学校教育用コンピュータ整備事業費	1 億 1805 万円
地区公民館建設費	1 億 159 万円
学校図書館活用推進事業費	

公債費	106 億 7747 万円
定時償還元金	24 億 796 万円
定時償還利子	
商工費	49 億 6990 万円
中小企業金融対策費	3 億 1633 万円
県産業振興機構事業支援事業費	3 億 3823 万円
企業誘致促進事業費	1 億 1866 万円
観光施設整備事業費	2089 万円
観光キャンペーン事業費	2850 万円
鳥取・因幡の祭典事業費	
衛生費	15 億 1845 万円
塵芥・し尿処理東部広域負担金	7 億 4944 万円
清掃工場管理費	5 億 2193 万円
ごみの減量化及び再資源化対策費	5 億 700 万円
地域総合整備資金貸付金	4 億 5611 万円
老人保健事業費	2 億 1427 万円
感染症予防接種費	
農林水産業費	1 億 9419 万円
漁港建設事業費	1 億 2360 万円
中山間地域等直接支払事業費	1 億 5318 万円
県営事業負担金	5755 万円
次代の農業を担う若者育成対策事業費	8707 万円
うるおいのある村づくり対策事業費	

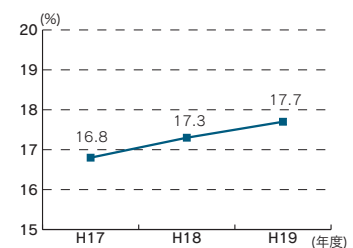
各種指標から見た決算の状況

経常収支比率の推移



経常収支比率とは、財政構造の余裕を示す指標で、人件費などの必ず支出する経費に市税や地方交付税などの収入がどれだけ使われているかを示しています。社会保障関係費や公債費の増加により、0.5ポイント増加しました。

実質公債費比率の推移（前後3カ年の平均値）



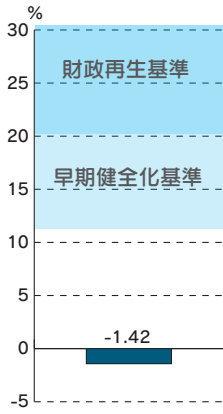
実質公債費比率とは、市税や地方交付税などの標準的な収入の公債費や公債費に準ずる債務負担行為などへの充当率を示す指標です。市町村合併に関連して普通建設事業の償還が徐々に始まっているため年々上昇しています。

財政の健全性の判断

財政健全化に関する指標については、自治体の財政の悪化の兆候を早期に見つけて対処するきっかけとするため、平成19年度決算から導入されました。

財政状況の判断基準は二段階で、「早期健全化基準」以上になると、議会の議決に基づく財政健全化計画を定めて、健全化を進めることとなります。「財政再生基準」以上になると、国の監督のもと財政の再生を図ることとなり、市債の発行が制限されるなどさまざまな制約を受けます。

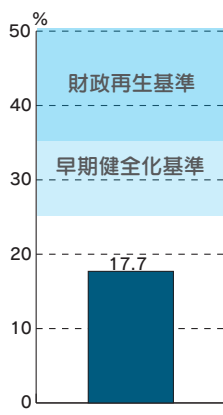
1. 実質赤字比率



実質赤字比率は、「標準財政規模」(注1)に占める「一般会計等」(注2)の赤字額の割合です。

早期健全化基準は自治体の財政規模によって決まり、本市の場合は「11.25%以上」ですが、本市の平成19年度決算は黒字(-1.42%)のため、実質赤字比率は「-%」(赤字なし)であり、健全な財政水準にあります。

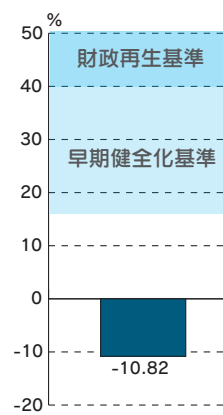
3. 実質公債費比率



実質公債費比率は、標準財政規模に占める「一般会計等」の公債費の償還額(借金の返済額)の割合です。公営企業や一部事務組合への繰出金のうち、公債費に充てた部分も償還額に算入します。

この指標は平成17年度から決算指標として導入しており、3ページに平成17~19年度の経過をグラフ化しています。現在は上昇傾向にありますが、早期健全化基準の「25%以上」に対しては健全な財政水準にあります。

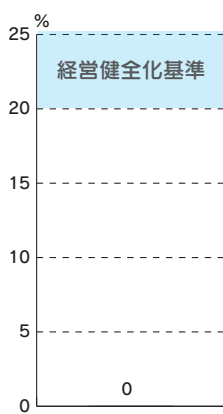
2. 連結実質赤字比率



連結実質赤字比率は、標準財政規模に占める「一般会計」と「特別会計全体」と「病院・水道事業会計」を合計した部分の赤字額の割合です。

早期健全化基準は自治体の財政規模によって決まり、本市の場合は「16.25%以上」ですが、本市の平成19年度決算は黒字(-10.82%)のため、実質赤字比率は「-%」(赤字なし)であり、健全な財政水準にあります。

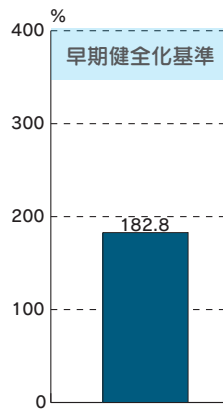
5. 資金不足比率



資金不足比率は、「公営企業会計」(注3)ごとの事業規模に占める資金不足額の割合です。資金不足額は、損益計算書(注4)の赤字額ではなく、流動資産(注5)から流動負債(注6)を差し引いた額で算出します。

本市では、いずれの公営企業会計でも資金不足比率は「-%」(資金不足なし)となっており、健全な財政水準にあります。

4. 将来負担比率



将来負担比率は、標準財政規模に占める「一般会計等」の市債などの債務残高と一部事務組合・土地開発公社・第三セクターなどの債務のうち一般会計等が将来負担する見込額を合算したものの割合です。

早期健全化基準の「350%以上」に対して本市は「182.8%」であり、健全な財政水準にあります。

(注1) 標準財政規模…市税や地方交付税など、使用目的が特定されておらず、毎年経常的に収入される自治体の一般財源の規模。

(注2) 一般会計等…本市の場合、一般会計と、土地区画整理費、高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費、住宅新築資金等貸付事業費、土地取得費、墓苑事業費の各特別会計を合わせたもの。

(注3) 公営企業会計…本市の場合、水道事業、工業用水道事業、病院事業、下水道事業、簡易水道事業、公設地方卸売市場事業、集落排水事業、温泉事業、観光施設運営事業の各特別会計。

(注4) 損益計算書…一定期間の企業の経営成績を示す報告書。その期間内に得た収益からそれを得るために要した経費を差し引く形で、損益の発生原因と純利益を明らかにしている。

(注5) 流動資産…現金、短期間(1年間)のうちに回収できる資金、販売によって現金化できる製品などを合わせたもの。

(注6) 流動負債…負債のうち、貸借対照表(注7)の開始から起算して1年以内に支払期限が到来するもの。

(注7) 貸借対照表…企業の財政状況を明らかにするために、資産、負債、資本を一つの表にまとめた報告書。

※決算報告の詳細は、本市ホームページで公開しています。

問い合わせ先
市役所本庁舎行財政改革課
☎(0857)20-3111